

始良市都市計画審議会運営細則（案）

（趣 旨）

第 1 この細則は、始良市都市計画審議会条例（平成 22 年始良市条例第 167 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、始良市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会 議）

第 2 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会議の少なくとも 7 日前に会議の日時、場所及び付議又は諮問する事項について委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 会議は、始良市審議会等の会議の公開等に関する要綱（平成 25 年始良市告示第 67 号。以下「公開要綱」という。）に基づき原則公開とするが、公開要綱第 3 条第 2 項及び第 3 項に該当する場合は、会長が会議に諮り会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（傍 聴）

第 3 会議の傍聴者の定員は 10 名とし、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。

2 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（会長の選挙）

第 4 条例第 6 条に規定による会長の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数であるときは、くじで定める。

3 審議会は、選挙につき事務局からの推薦による指名推薦の方法を用いることができる。

（代理出席）

第 5 条例第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

（委員、臨時委員、専門委員及び幹事以外の出席）

第 6 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員、専門委員及び幹

事以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

#### (会議録)

**第7** 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した委員の氏名
- (5) 議案名
- (6) 会議の公開又は非公開の別
- (7) 傍聴者数
- (8) 議事の概要

3 会議録には、議長及び議長が指名した委員2名が署名するものとする。

4 会議録は、公開要綱第8条に基づき公表するものとする。

#### (委任)

**第8** この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

#### 附 則

この細則は、平成27年2月27日から適用する。

様式（別紙1）

## 委 任 状

始良市都市計画審議会長 殿

私は、（代理人）

職・氏名

---

を代理人と定め、第 回始良市都市計画審議会の審議事項に関し、権限を委任します。

平成 年 月 日

職・氏名

---

印

様式（別紙2）

始良市都市計画審議会 会議結果の公表

会 議 の 名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
会 議 の 出 席 者 （ 委 員 ）	
議 案 名	
会議の公開又は非公開 の 別	
傍 聴 者 数	
議 事 の 概 要	

始良市都市計画審議会運営細則（案）について

運用細則（案）	取り扱い
<p style="text-align: center;">始良市都市計画審議会運営細則（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 この細則は、始良市都市計画審議会条例（平成22年始良市条例第167号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、始良市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議）</p> <p>第2 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会議の少なくとも7日前に会議の日時、場所及び付議又は諮問する事項について委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 会議は、始良市審議会等の会議の公開等に関する要綱（平成25年始良市告示第67号。以下「公開要綱」という。）に基づき原則公開とするが、公開要綱第3条第2項及び第3項に該当する場合は、会長が会議に諮り会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>（傍聴）</p> <p>第3 会議の傍聴者の定員は10名とし、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。</p> <p>2 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。</p> <p>（会長の選挙）</p> <p>第4 条例第6条に規定による会長の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。</p> <p>2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数であるときは、くじで定める。</p> <p>3 審議会は、選挙につき事務局からの推薦による指名推薦の方法を用いることができる。</p> <p>（代理出席）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの都市計画審議会の運用についてまとめたものを、運用細則として定めるものとする。</li> <li>・開催通知は7日前までに会長が行うが、任期が終了して委員が任命されていない場合は、市長が招集する。</li> <li>・通知は議案とともに郵送するが、開催通知が早い場合は、議案を7日前までに発送する。</li> <li>・他市では5日前までの通知としているところが多いが、ただし書きにより対応する。</li> <li>・会議の公開・非公開については、第4回始良市都市計画審議会にて原則公開とすることで議決されている。</li> <li>・公開要綱第3条第2項及び第3項に該当すると思われる案件がある場合は、審議冒頭で、案件毎に、会長が審議会に諮る。</li> <li>・傍聴は当日受付とし、傍聴者、報道機関へは議案書のみを配布する。</li> <li>・非公開と決定された場合も、希望者に議案書を配布する。</li> <li>・審議会の開催については、市ホームページに掲載し周知する。</li> <li>・審議中の傍聴者、報道機関による写真撮影・録画・録音の禁止（頭撮りは認める。）する。</li> <li>・報道機関は、傍聴者の定数に含めない。</li> <li>・任期が終了して委員が任命されていない場合は、</li> </ul>

第5 条例第3条第2項第3号及び第4号の委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(委員、臨時委員、専門委員及び幹事以外の出席)

第6 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員、専門委員及び幹事以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第7 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した委員の氏名
- (5) 議案名
- (6) 会議の公開又は非公開の別
- (7) 傍聴者数
- (8) 議事の概要

3 会議録には、議長及び議長が指名した委員2名が署名するものとする。

4 会議録は、公開要綱第8条に基づき公表するものとする。

(委任)

第8 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

附 則

この細則は、平成27年2月27日から適用する。

幹事から選挙の方法について、単記無記名投票とするか指名推薦とするか会議に提案し決める。

・指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを諮り、委員の全員の同意があった者を以て当選人とする。(地方自治法第118条第3項準用)

・指名推薦の方法を用いる場合は、事務局からの推薦とする。(第1回は事務局から推薦)

・関係行政機関の職員(始良警察署長)及び鹿児島県の職員(始良伊佐地域振興局建設部長)について、代理出席を認めるものとする。

・委任状は、様式別紙1とする。

・議案の要旨の説明は、案件を担当する部長が行う。詳細の説明については、議長の許可を得て議案提出担当課長又は担当係長が行うことができる。

・会議録の署名人は、市議会選出の委員から指名する。

・会議開催後概ね1か月以内に市ホームページへ様式別紙2により公表する。